

## 令和5年度 全国有床診療所連絡協議会事業計画(案)

コロナ禍は収束しつつあるが、まだ油断はできない状況が続く中、高齢者をはじめとする患者の医療機関受診抑制が慢性化し、各医療機関の経営も回復にはほど遠い状況である。

このような状況においても、我々は少子高齢社会における地域医療の担い手として、日本医師会・都道府県医師会と連携しつつ国民の健康と生命を守る努力を続けなければならない。

また、全国有床診療所連絡協議会の組織をさらに公的なものとするためには、一般社団法人化を行い、それと別に政治団体を立ち上げることにする。その為に、今年度、以下の事業を行う。

1. 有床診療所経営状態の調査を行い、状況に応じ必要な支援を行う。
2. 地域住民のニーズに応えるべく、医学・医療の研鑽に努めると同時に、「かかりつけ医」として総合的な初期医療を実践する。
3. 有床診療所・地域包括ケアモデルのかかりつけ医機能を推進すべく、介護事業への参入を推進し、地域の多職種との連携に努める。有床診療所・専門医療提供モデルの活性化を図るため、各専門医会との連携を進める。
4. 有床診療所における働き方改革を進め、医療勤務環境を改善する。
5. 有床診療所における災害の発生防止と対応に十分な対策を講じる。  
(スプリンクラー補助金の活用促進を図る)
6. 次世代を担う“若手医師の会”の活動を活発化し、支援する。
7. 広く全国の地域住民への理解を深めるため、「有床診療所の日」記念行事を継続し、積極的な広報活動を行う。
8. 一般社団法人「全国有床診療所協議会」と、任意団体「有床診療所医師連盟」の設立を目指す。

## 令和5年度 全国有床診療所連絡協議会予算(案)

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

## 収入の部

単位：円

款 項	令和5年度予算案	備 考
第1款 会 費	36,280,000	A会員@20,000×1,653名 B会員@10,000×322名
第2款 雑 収 入	1,000	預金利息
第3款 前年度繰越金	90,613,921	
合 計	126,894,921	

## 支出の部

款 項	令和5年度予算案	備 考
第1款 会 議 費	10,000,000	総会補助(送料補助含む) 常任理事会・役員会 会計監査
第2款 災害対策費	4,000,000	お見舞金他
第3款 広報活動費	6,000,000	各方面への広報活動
第4款 議連関連費	3,000,000	有床診議員連盟総会・勉強会他
第5款 IT関連費	2,000,000	ホームページ保守・管理・更新料
第6款 調査研究費	2,000,000	有床診療所に関する調査・研究等
第7款 印 刷 費	3,500,000	会報・総会報告書等
第8款 消耗品費	1,000,000	プリンター・パソコン関係、事務用品等
第9款 通 信 費	2,000,000	メデイファックス、郵送料、電話料他
第10款 交 通 費	200,000	タクシー、高速代等
第11款 給 与 費	8,000,000	職員給与、事務委託料、法定福利費、アルバイト料
第12款 渉 外 費	1,000,000	香典、花代等
第13款 事務室経費	1,000,000	事務室家賃、光熱費他
第14款 雑 費	300,000	振込手数料他
第15款 政治連盟拠出金	40,000,000	
第16款 予 備 費	42,894,921	
合 計	126,894,921	

# 有床診療所医師連盟 規約 (案)

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本連盟は、有床診療所医師連盟(略称：有床診医連)と称する。

(本 部)

第 2 条 本連盟の本部は、福岡市に置く。

(目 的)

第 3 条 本連盟は、有床診療所の医師が互いに強い連携をもって、その発展と健全運営をはかり、医療従事者と地域の人々との良好な関係を堅持し、関連団体と協力して地域の医療に貢献するために必要な政治活動を行う。

(事 業)

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 有床診療所の社会的経済的地位の向上を期するための政治活動
2. 前条に附帯又は関連する事業及び本連盟の目的達成のための必要な事業

(会 員)

第 5 条 本連盟の会員は、原則として全国有床診療所連絡協議会会員とする。

- 2 この政治活動に賛同する者を含む。

## 第2章 役 員 等

(役 員)

第 6 条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 常任執行委員
- (4) 執行委員
- (5) 会計責任者
- (6) 会計責任者職務代行者
- (7) 会計監事

(委 員 長)

第 7 条 委員長は、原則として全国有床診療所連絡協議会会長が務める。

- 2 委員長は本連盟を代表し、業務を総理する。

(副委員長)

- 第 8 条 副委員長は、原則として全国有床診療所連絡協議会の副会長が務めるほか、本連盟執行委員の中から委員長が指名委嘱することができる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理する。

(常任執行委員)

- 第 9 条 常任執行委員は、全国有床診療所連絡協議会の常任理事が務める。
- 2 常任執行委員は、執行委員を兼ねることができる。

(執行委員)

- 第 10 条 執行委員は、各都道府県有床診療所協議会の代表者とする。

(会計責任者及び会計責任者職務代行者)

- 第 11 条 会計責任者は、全国有床診療所連絡協議会会計担当理事が務める。
- 2 会計責任者職務代行者は、本連盟会員又はその他委員長が適当と認めた者の中から、執行委員会の承認を経て委員長が委嘱する。
- 3 会計責任者は、本連盟の経理を担当し、政治資金規正法に定める報告書を作成する。
- 4 会計責任者職務代行者は、会計責任者の職務を代行する。

(会計監事)

- 第 12 条 会計監事は、全国有床診療所連絡協議会の監事が務める。
- 2 会計監事は、本連盟の経理を監査する。

(役員等の任期)

- 第 13 条 役員等の任期は就任後 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残存期間とする。
- 2 役員等は任期満了の場合でも後任者が就任するまでその職務を行う。

(顧問等)

- 第 14 条 本連盟に顧問等を置くことができる。
- 2 顧問等は、委員長が委嘱する。
- 3 顧問等の任期は委員長の任期の終了時までとする。
- 4 顧問等は、執行委員会に出席して委員長の許可を得て意見を述べるることができる。

### 第 3 章 執行委員会

(執行委員会)

- 第 15 条 本連盟の最高意思決定機関として執行委員会を置く。

(招 集)

第 16 条 執行委員会は、委員長が招集し開催する。

- 2 執行委員会は、毎年 1 回以上開催する。また、委員長が必要と判断した時及び執行委員の過半数から開催を求められた時に開催することができる。

(執行委員会の権限)

第 17 条 次に掲げる事項については、執行委員会の決議を得なければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 予算・決算に関すること
- (3) 規約の改正に関する事項
- (4) 前各号のほか、会務に関する重要な事項

(執行委員会の決議)

第 18 条 執行委員会においては、各執行委員が投票権を有する。執行委員の過半数の出席で議事が成立し、出席した当該執行委員の過半数の賛成で決議する。

- 2 会員の除名、役員等及び監事の解任、規則の変更、解散、合併等については、総議決権の過半数以上の出席でかつ 3 分 2 以上の賛成で決議する。
- 3 会員の除名の決議については、決議を行う 7 日前に通知を送り、決議の前に弁明の機会を付与する。除名の対象の会員に議決権がある場合には、議決には加わらない。
- 4 役員等及び監事の解任については、対象者に議決権がある場合は議決には加わらない。

(事 務 局)

第 19 条 本連盟に事務局を置くことができる。

## 第 4 章 事業及び会計

(会 計)

第 20 条 本連盟の経費は、会費(負担金)及び寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 前項の会費(負担金)は、規則で定める。

(会 計 年 度)

第 21 条 本連盟の会計年度は毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

- 2 会計責任者は、本連盟の経理につき年 1 回監事による監査を受け、その監査意見書を付して執行委員会に報告する。

(予算決定支出)

第 22 条 委員長は、会計年度終了後、新年度予算案が執行委員会の決議を得るまでの間、通常の会務を執行するに必要な経費に限り支出することができる。

(施行規則)

第 23 条

執行委員会の承認を経て規則を定めることができる。

(本規約の施行)

第 24 条

本規約は、令和 6 年 1 月 10 日から施行する。

# 一般社団法人全国有床診療所協議会 定 款 (案)

## 第1章 総 則

(名 称)

- 第 1 条 当法人は、一般社団法人全国有床診療所協議会と称する。
- 2 本会は各都道府県に各都道府県有床診療所協議会を設ける。

(主たる事務所)

- 第 2 条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

- 第 3 条 当法人は、有床診療所の医師が互いに強い連携をもって、その発展と健全運営をはかり、医療従事者と地域の人々との良い関係を今後も堅持し、関連団体と協力して研修を積みながら、地域の医療に貢献することを目的とする。

(事 業)

- 第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 総会・研究会等の開催に関する事項
  2. 関連団体との連携及び協力に関する事項
  3. 会報発行に関する事項
  4. 情報の収集、調査、研究、広報に関する事項
  5. 有床診療所の管理運営及び施設の改善向上に関する事項
  6. 地域医療の向上と地域の保健・福祉・介護の充実にに関する事項
  7. 電子媒体による啓発活動と会員への情報伝達に関する事項
  8. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

## 第3章 会 員

(会 員 資 格)

- 第 5 条 当法人の会員は有床診療所の開設者及びその施設の勤務医師並びに本会の目的に賛同する医師とする。

(入 会)

- 第 6 条 次の各号に該当する者は本会会員とする。
- (1) 当法人の設立後、任意団体である全国有床診療所連絡協議会の解散時に会員であった者は何ら意思表示をすることなく当然にこの法人の会員となる。

(2) 各都道府県有床診療所協議会会員

(3) 各都道府県有床診療所協議会が未設立の都道府県においては、理事会が承認した者

(会員の種別)

第 7 条 本会会員をA会員とB会員に分ける。

2 病床稼働中の有床診療所の開設者をA会員とする。

3 稼働中でない有床診療所の医師又は本会の目的に賛同・賛助する医師をB会員とする。B会員は申請によりA会員となることができる。

(社 員)

第 8 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人法」という。)にいう社員は次のとおりとする。

(1) 代議員

(2) 設立時社員(設立時社員の地位は、11条の規定する会員資格を喪失したときは、設立時社員の地位も喪失する。)

(3) 理事等の地位にある者(その任期期間中に限る。)

(会費等の負担)

第 9 条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な会費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める規約・施行規則等に規定する会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 10 条 会員は、各都道府県有床診療所協議会を退会したとき、会員資格を喪失したとき、退会届を提出し理事会で承認をされたときに退会する。

(会員の資格喪失)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき

(3) 3年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(懲 戒)

第 12 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、本条第5項に定める手続きにより、当該会員を懲戒することができる。

(1) この定款その他の規定・規則に違反したとき

(2) 職業行為に関し、法令に違反して、刑罰に処され、又は行政処分を受けたとき

- (3) 社会通念上著しい倫理違反行為があるとき
  - (4) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - (5) その他正当な事由があるとき
- 2 懲戒は、次の各号に定める方法のうち、いずれかの方法により行う。
- (1) 戒告
  - (2) 定款その他の規則により会員に与えられた権利の停止
  - (3) 退会の勧告
  - (4) 除名
- 3 懲戒案件は、その事由に該当すると認められた会員に対し、事前に理事会において、審査しなければならない。
- 4 本条第1項の規定に該当すると認められた会員に対しては、前項に規定する理事会で、十分な弁明の機会を付与しなければならない。また、本条第2項第4号に定める除名を行うときは、当該会員に対し、社員総会の会日の7日前までに、当該社員総会において除名を審議することを通知し、かつ、その決議の前に弁明の機会の付与があることを通告しなければならない。
- 5 懲戒は、本条2項第1号、第2号又は第3号に定める方法による場合は、理事会の決議による。本条第2項第4号に定める方法の場合は、理事会の決議を経たうえ、社員総会決議によって、これを決する。
- 6 前項により懲戒が決議されたときは、当該会員に対し、書面によりその内容及び理由を通知しなければならない。

## 第4章 社員総会

### (構成)

- 第13条 社員総会は、代議員、第8条第2号及び第3号の社員をもって構成する。
- 2 代議員以外の会員は、社員総会に出席し議長の了解を得て意見を述べるができる。ただし、決議に参加することはできない。

### (代議員の選任)

- 第14条 代議員及び予備代議員は、会員から選任する。
- 2 代議員の選任方法及び任期等については、規則をもって別に定める。

### (権限)

- 第15条 社員総会は、次の事項について決議する。
- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
  - (2) 会員の除名
  - (3) 理事及び監事の選任又は解任
  - (4) 理事及び監事の報酬等の額
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
  - (6) 定款の変更

- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 新たな義務の負担等
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及びこの法人の業務に関する重要事項で理事会が必要と認めるもの。

(種類及び開催)

第 16 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後 6 か月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
  - (2) 議決権を有する社員の10分の 1 以上から、理事長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったとき
- 4 前項第 2 号の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、臨時社員総会を招集することができる。
  - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われないうとき
  - (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられないとき

(招 集)

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集を通知しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法によって、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第 18 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議 決 権)

第 19 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 20 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の過半数以上の出席する社員総会で